

仕 様 書

第 1 業務名称

令和 9 年度名古屋市立学校における学習用端末販売業務

第 2 目的

名古屋市教育委員会（以下「市教委」という。）は、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部（以下「市立学校」という。）において、生徒 1 人 1 台学習用端末（以下「端末」という。）を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの充実を推進している。

これまで、端末の導入を一律公費負担で対応してきたが、令和 9 年度の入学生から、子どもたち一人ひとりが自ら学びをデザインし、より一層主体的・探究的に学ぶことができるように、端末を生徒（保護者等）の費用負担によって導入することに決定した。

本業務は、生徒（保護者）による端末の調達の負担軽減及び学校現場の負担の軽減等を目的に、市立学校における円滑な端末の購入あっせんを行うものである。

第 3 業務の概要

本業務は、以下の内容から構成される。

- 1 令和 9 年度入学生（保護者）に対し、EC サイト上で端末を販売すること（ただし、特別支援学校については、EC サイト以外での販売も可とする。当該販売方法も含め、以下「EC サイト等」という。）。また購入手順を記した案内用チラシを作成し、各校の入学説明会までに各市立学校に配送すること。
- 2 端末を生徒（保護者）に対し早期に納品できるよう行程管理を行うとともに、円滑な販売に向けた仕組みづくりをすること。
- 3 本件に関わる情報共有を円滑に行うため、市教委と定期的又は臨時の打ち合わせを行い、課題解決のための解決策を提案すること。

第 4 共通要件

1 販売数量に関する共通条件

高等学校 4,100 名程度、特別支援学校 300 名程度。

数量は令和 9 年度の入学者数の目安であり、端末の販売数を保証するものではない。見込数量を下回った場合でも、これをもって市教委に損害賠償その他の責任を追及しないものとする。

家庭からの持ち込み端末の性能等については、EC サイト販売端末を基準

として、市立学校側が入学予定生徒に示す予定である。

2 端末仕様の共通基準

販売する端末は、文部科学省が示す「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準」（以下「最低スペック基準」という。）の性能を標準とし、OS ごとに1機種を選定し、販売すること。

3 行程管理の共通条件

- (1) 納品までの計画書を策定し、適切なスケジュールの管理を行うこと。
- (2) 生徒（保護者）への円滑な販売及び早期に納品できる仕組みを構築すること。

4 納品の共通条件

- (1) 端末の納品は生徒（保護者）宅への配送、または学校への一括配送とし、納品期日は別途指定する。
なお、学校への一括配送の場合、学校現場における仕分けや配付等の業務負担に配慮した方法により行うこと。
- (2) 納品する端末は市販されている物とし、改造及びカスタマイズは不可とする。ただし、市教委の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 端末、付属品及びチラシの調達及び納品に係る費用については、輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用を含め、すべて販売者の負担とする。

第5 高等学校に係る要件

1 ECサイトの構築及び運用

- (1) ECサイトの稼働期間（試行期間を含む。）
令和9年3月から5月末まで（概ね3か月）
具体的な販売期間については、上記期間のうちで、協議のうえ定める。
ただし、ECサイトは、販売開始前に市教委や各校が記載内容や手順をECサイト上で確認できるようにすること。必要に応じて、確認用アカウント又は確認用販売番号等を用意し、実際の販売実績に影響を与えない方法で確認できるようにすること。
- (2) ヘルプデスクの設置
ECサイトの稼働期間中、生徒（保護者）からの購入方法等に関する問い合わせに対応するためのヘルプデスクを設置すること。
なお、後述する第8の2に記載の補助に関する問い合わせは、原則として対応事項に含まないものとする。

少なくとも、平日 9 時から 17 時の間は稼働することとし、加えて、土・日・祝日も対応できることが望ましい。

(3) EC サイト上の掲載

EC サイト上の画像については、ブラウザ上の言語翻訳機能を使う生徒（保護者）に配慮し、購入時に困らないようなものを使用するのが望ましい。

また、後述の 2（3）に記載するマニュアルを EC サイト上で掲載すること。

そのほか、EC サイト利用時に生徒（保護者）からよく問われる内容とその回答を FAQ として掲載すること。なお、この FAQ は必要に応じて更新できることが望ましい。

(4) その他

クレジットカード決済、コンビニ決済、その他豊富な決済方法に対応することが望ましい。

2 端末の販売

(1) OS 別の見込数量

市立学校（学科）ごとに OS の事前選定を行っているため、以下の表に示す台数の販売を見込むこと。

端末	見込み数量	学校
Microsoft Windows 機	200	A 校・B 校
iPad	3900	A 校以外の 13 校

※B 校は、Microsoft Windows 機を選定した学科と、iPad を選定した学科がある。

※見込み数量は、公告時点における市立高等学校（学科）ごとの OS 事前選定結果及び令和 8 年度の募集学級数から算出したものであり、令和 9 年度募集計画等により変更の可能性がある。

(2) 端末仕様

OS ごとに以下の製品とする。

端末	必須とするもの	最低スペック基準に記載があるが販売不要な製品
Microsoft Windows 機	なし	タッチペン（端末に付属する場合を除く。）、端末管理機能（MDM）
iPad	物理キーボードケース	タッチペン、スタンド（キーボードがスタンドになるため。）、端末管理機能（MDM）

また、最低スペック基準に加え、以下の要件を必須とする。

① Microsoft Windows 機

- ・CPU は Intel Processor N150 相当以上とする。
- ・メモリは 8GB 以上とする。
- ・ストレージは、128GB 以上とする。
- ・物理キーボード

② iPad

- ・外部接続端子について、Lightning コネクタは不可とする。
- ・音声接続端子について、提案するカバーキーボードにマイク・ヘッドフォン端子が 1 つ以上備わっていること。

(3) 初期設定及びマニュアルの作成

Microsoft Windows 機、iPad 共に事前のキッティングは不要である。

ただし、端末の起動から、個人アカウント（MS アカウント、Apple アカウント）の作成、市が別途調達している Microsoft365 アカウントの利用等、授業で利用するまでに必要な設定方法について、生徒（保護者）が設定可能な分かりやすいマニュアルを用意し EC サイト購入生徒に提供するとともに、授業を行うに当たり支障が生じないよう市立学校にも同マニュアルを提供すること。

なお、契約終了時には、提供したマニュアルを著作権を含め市教委に譲渡すること。

(4) 保証（オプション）

- ・補償への加入の有無は、購入者ごとに選択可能とすること。
- ・保証期間は、全日制課程で 3 年間、定時制課程では 4 年間とすること。
- ・端末本体に限らず、内蔵バッテリー等の消耗品や、充電用ケーブル及びアダプタ等の付属品に対する保証を含むことが望ましい。
- ・自然故障に限らず、本人の過失による損傷（水濡れ、水没、落下等）のほか、盗難及び第三者行為に対する保証を含むこと。

なお、本人の過失による紛失に対する保証も含むことが望ましい。

(5) 補助関係

後述する第 8 の 2 において記載するとおり、補助金の要件、金額及び運用等は検討中であるため、市教委の指示に従い柔軟に対応すること。

(6) その他

学校への一括納品の場合において、納品後の残材について、各学校の希望を確認のうえ、各高校 1 回まで（最大 14 校分）、残材の回収に応じること。なお、具体的な回収スケジュールは協議のうえ決定する。

第6 特別支援学校高等部に係る要件

1 販売方法

端末の販売方法は、第5の1記載のECサイトによる方法に限定しない。生徒（保護者）の経済的負担及び学校の業務負担に配慮した方法により販売すること。この場合、販売期間や申込方法等の具体的な内容については市教委と協議を行ったうえ決定すること。ただし、ECサイトによる方法とする場合、第5の1と同様の対応とすること。

なお、後述する2（5）に記載の補助関係について、ECサイトの使用の有無にかかわらず、特別支援教育就学奨励費（ICT機器購入費）の申請に必要な書類の発行を要する。ただし、学校が仲介する方法による購入方法を採用する場合については、この限りではない。

2 端末の販売

(1) OS別の見込数量

端末	数量	学校
Google Chromebook	300	すべての特別支援学校
CEU ライセンス	300	すべての特別支援学校

※CEU ライセンスは既存のGWS環境に追加購入する形とする。

購入する際は既存業者と調整したうえで、適切なスキームで購入する。

(2) 端末仕様

最低スペック基準の性能を標準とし、1機種を選定し、販売すること。ただし、以下の製品の販売は不要とする。

端末	必須とするもの	最低スペック基準に記載があるが販売不要な製品
Google Chromebook	端末管理機能(MDM)	タッチペン（端末に付属する場合を除く。）

また、最低スペック基準に加え、以下の要件を必須とする。

- ・キーボードとディスプレイが一体で、ヒンジを360°回転させられるコンバーチブル型であること。

(3) 初期設定及びマニュアルの作成

Google Workspace (GWS) の環境は、市教委が別途調達している既存環境の利用を前提としており、付随作業も含め同環境の運用保守事業者と調整をしたうえで、以下の作業を行うこと。なお、以下ア、イの費用は、応札事業者の負担とする。

ア GWSの構築及びアカウント発行

市教委が別途調達し、運用中のGWS環境の利用を前提とする。その

上で、市教委にとって最も有益となる方式を検討し、構築を行うこと。
なお、生徒及び教職員、管理者の Google アカウント及びそれらに紐づく OU、グループ等については、前述の GWS 環境で発行するアカウントを利用すること。

イ MDM の導入及び初期設定

市教委が別途調達し、運用中の GWS 環境を利用するため、独自の MDM を導入するのではなく、当該運用保守事業者と調整の上で MDM を導入すること。

最新 OS へのアップデートや詳細設定（Wi-Fi 設定、主要なアプリのインストール、端末設定、アップデート設定）等の初期キッティングを実施すること。

(4) 保証（必須）

- ・ 3 年間の保証期間とすること。
- ・ 端末本体に限らず、内蔵バッテリー等の消耗品や、充電用ケーブル及びアダプタ等の付属品に対する保証を含むことが望ましい。
- ・ 自然故障に限らず、本人の過失による損傷（水濡れ、水没、落下等）及び紛失並びに盗難、第三者行為に対する保証を含むこと。

(5) 補助関係

原則として特別支援学校に入学する生徒全員が市教委の補助及び特別支援教育就学奨励費（ICT 機器購入費）の対象となる。ただし、販売期間終了までに愛知県に対し特別支援教育就学奨励費の申請を行わない者については、市教委の補助のみが対象となる。

第 7 市教委との情報共有等

- 1 販売者は、各市立学校の購入状況を学校、課程、学科別に記録・管理し、概ね週次で市教委（市教委が指示する場合は各市立学校）に報告すること。
- 2 販売者は、市教委の要請があった場合は、各市立学校の納品状況を報告すること。また、本業務を進める上で生じた課題に対し、解決策を提案し、市教委と協議の上で必要に応じて体制改善を実施すること。
- 3 市教委との日常的な連絡や情報共有には、ビジネスチャットを利用すること。この場合において、ビジネスチャットは、Teams とし、事業者側で用意するものとする。
- 4 協定締結後から各校において EC サイトでの購入した端末での授業での利用が行われ安定するまでの間、市教委と定期的に打ち合わせを行うこと。頻度は協議の上、決めるものとする。
- 5 上記のほか、必要に応じて臨時の打ち合わせを行い、円滑な情報共有に努

めること。

第8 その他

- 1 業務遂行に当たっては、次の内容を遵守すること。
 - (1) (別紙1) 情報取扱注意項目
 - (2) (別紙2) 障害者差別解消に関する特記仕様書

- 2 補助金の要件、金額及び運用等は検討中である。市教委の指示に従い、柔軟に対応すること。併せて、補助金等を申請する意思のある者（生徒・保護者）に対する支払請求について、補助金額相当分は全額留保する等の措置を行うこと。

- 3 協定後からECサイト等で販売までの特約
 - (1) ECサイト等での販売期間中の価格の改定は行わないこと。
 - (2) 契約後のメーカー都合（生産終了、供給停止、仕様変更、筐体変更等）により当初の機種での納品が困難となった場合、事業者は速やかにその内容及び理由を市教委へ報告するものとする。この場合において、事業者は本仕様書に定める要求水準を満たす同等品以上の機種を提示し、市教委の承認を得た上で導入するものとする。
 - (3) 要求水準の充足が困難な場合の対応方針についても、市教委と協議して定めるものとする。

- 4 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関する疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでな

い。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約を受けた者（以下「契約事業者」という。）は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、契約事業者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 契約事業者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において契約事業者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。